

全国保健所長会「疫学研究を行うにあたっての倫理宣言」

平成20年2月19日

全国保健所長会会員が、疫学研究（以下「研究」とする）を行うにあたっては、「疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号（平成19年8月16日全部改正）」及び日本疫学会「疫学研究を実施するにあたっての倫理指針」に準拠し、個人の尊厳及び人権を尊重する等の倫理的配慮の下で適切に行うことが、必要である。

そこで、全国保健所長会は、会員が疫学研究を行うにあたり、次の5項目を遵守することをここに確認する。

1. 疫学研究目的は、真理の追究を目的とした研究であること
疫学研究は、真理の追究をはかることによって、住民の公衆衛生の向上に寄与することを旨とするものであるべきである。
2. 倫理的妥当性が確保された研究であること
疫学研究の対象者は人であるので、個々の対象者の人権を配慮した研究でなければならない。そのためには、（1）可能な限り対象者のインフォームド・コンセントを得ること、（2）個人情報の保護に万全を期すること、（3）計画段階でいずれかの倫理審査委員会など第三者の評価を受けること、を重視する。
3. 疫学研究方法は、科学的合理性を持った方法であること
疫学研究は、当初の目的を達成するために、研究実施時点の知見に照らして、最も合理的な方法を採用すべきである。また、対象者の健康を損なうことのないように、研究方法は安全性に十分配慮したものとする。
4. 社会規範に反しない研究であること
重要な社会規範である法律を遵守した研究を行わねばならない。生命倫理に反する研究も認められない。
5. 社会に開かれた研究であること
以上の4点を勘案して研究が実施されているかどうかの評価を、社会から受けることができるようにする。そのためには、積極的に研究の内容や結果について、社会に対して責任を持って公表するように努めることが必要である。